

2020年7月9日

関係各位

神戸市中央区海岸通8番
一般社団法人 神戸植物検疫協会

輸入植物検疫規程等の改正(燐化アルミニウムによる 消毒基準の追加)について

拝啓 盛夏の候 ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。日頃 当協会の業務につき格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、首題の件について、神戸植物防疫所より次の通り周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 改正の内容

現在、飼料作物である麦、トウモロコシ及びモロコシの輸入検査時に検疫有害動物であるグラナリアコクゾウムシが付着していた場合、臭化メチルを用いた消毒方法しかありませんでしたが、今回の改正により、新たに燐化アルミニウム剤による消毒基準が追加されました。

- (1) 袋詰めされた麦、トウモロコシ及びモロコシに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合の燐化アルミニウム倉庫くん蒸
- (2) ばら積みされた麦、トウモロコシ及びモロコシに付着するグラナリアコクゾウムシがあった場合の燐化アルミニウムサイロくん蒸

2. 施行日

2020年7月9日

3. URL・官報

<https://kanpou.npb.go.jp/20200709/20200709g00144/20200709g001440000f.html>
においても、ご確認いただけます。

以上

○農林水産省告示第千二百九十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年七月九日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表第三 消毒方法の基準		別表第三 消毒方法の基準	
方法	検疫有害動物の種類の	検疫有害動物の種類の	検疫有害動物の種類の
十 燻化	袋詰めされたる米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等	袋詰めされたる米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等	袋詰めされたる米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等
十一 燻化	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等
燻化	（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検査有害動物	（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検査有害動物	（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検査有害動物
燻化	（グラナリ、アコクソウ、ムシ、ヒメアカカ、アカカ、ブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	（グラナリ、アコクソウ、ムシ、ヒメアカカ、アカカ、ブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）	（グラナリ、アコクソウ、ムシ、ヒメアカカ、アカカ、ブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。）
燻化	倉庫一立	倉庫一立	倉庫一立
燻化	方メートルにつき燻化水	方メートルにつき燻化水	方メートルにつき燻化水
燻化	濃度	濃度	濃度
燻化	間	間	間
燻化	温度	温度	温度
燻化	摘要	摘要	摘要

備考 この表(十)の項及び十一の項のグラナリアコクソウムシに係る部分並びに十二の項から十四の項までを除く。()に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。

備考 この表(十二)の項から十四の項までを除く。()に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。